

「自由宣言」にみる読書指導と プライバシー保護の関係

－沖縄県中部学校図書館協議会総会・講演記録－

A Study on the Relation of Reading Guidance and Privacy Protection in the
Statement on Intellectual Freedom in Libraries
: Lecture Record at General Meeting of the Central Okinawa Branch in
Japan School Library Association

山口 真也¹

<抄録>

「図書館の自由に関する宣言」にも記されているように、図書館は利用者の読書の記録(貸出記録等)を「秘密」、つまり「プライバシー」として保護しなければならない。しかし、学校図書館については、教育機関の内部に設置されるという性質を持つことから、教育指導、特に読書指導との関わりにおいて、貸出記録をプライバシーとして保護することは難しいという問題も指摘されている。

本稿は、2008年7月7日(月)に、中城村立中城小学校光ホールにて開催された「平成20年度沖縄県中部学校図書館協議会」における講演記録をもとに、読書指導と貸出記録の管理、利用方法との関わりについて、「図書館の自由に関する宣言」の解説書の内容と問題点を整理したものである。本稿において取りあげる「図書館の自由に関する宣言」解説書にみる問題点は、

- 1) 貸出記録を読書指導目的で利用することの是非について触れられた文章が、誤解を招きやすい構造となっていること、
- 2) 貸出記録を読書指導目的で利用してはならないとされる「図書館員外の教員」の定義が曖昧であり、学校司書、司書教諭、係教諭等が貸出記録を活用することの是非が不明確であること、
- 3) プライバシーとして保護されるべき「貸出記録」の中に「貸出冊数」が含まれるかどうか言及されておらず、沖縄県内の学校図書館において「量目的化」という問題が起こっていること、
- 4) 貸出記録を消去する必要があるかどうか明記されておらず、また、「Web2.0時代の図書館システム」の台頭を前に、その理念が揺らぎつつあること、

の4点である。

¹ 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科准教授

目次

はじめに	p220
1. 学校図書館とプライバシー保護	p221
1.1. 「図書館の自由に関する宣言」とプライバシー保護の関係	p221
1.1.1. 「図書館の自由に関する宣言」とは？	p221
1.1.2. 利用者の秘密を守る意義	p222
1.2. 学校図書館におけるプライバシー保護上の問題点	p222
1.2.1. 学校図書館の特性	p222
1.2.2. 問題点の整理	p223
2. 読書指導目的での貸出記録の利用の是非	p224
2.1. 「図書館の自由に関する宣言」の解説書にみる見解	p224
2.1.1. 日本図書館協会図書館の自由委員会の見解	p224
2.1.2. 参加者の理解度	p225
2.2. 「外部とは」の内容と文章構造	p226
2.2.1. 第一段落について	p226
2.2.2. 第二段落について	p227
3. 残された問題－貸出記録の読書指導目的での利用に関する諸問題	p228
3.1. 「宣言」解説書における定義の不明確さにみる問題	p229
3.1.1. 読書指導の担当者とプライバシー保護の関係	p229
3.1.2. プライバシーとして保護されるべき「貸出記録」と貸出冊数の関係	p230
3.2. 「宣言」解説書では触れられていない問題	p232
3.2.1. 貸出記録を返却時に消去するべきか？	p232
3.2.2. 貸出記録は返却後も保有して活用するべきか？	p233
3.2.2.1. 貸出記録を活用した図書館システムの登場	p233
3.2.2.2. 貸出記録を活用した図書館システムの問題点	p235
おわりに	p237
謝辞	p237
参考文献	p237
資料 アンケート調査用紙	p238

はじめに

沖縄国際大学において、図書館司書資格課程と司書教諭資格課程を担当しております山口真也と申します。本日は「沖縄県中部学校図書館協議会」²の総会に講師としてお招き頂き、誠にありがとうございます。

本日は、こちらの演題にもありますように³、私が日頃から研究テーマとして取り組んでいる「学校図書館とプライバシー保護の関係」について、特に、「読書指導と貸出記録の管理・利用方法との関わり」を中心にお話させていただきたいと思います。

本日の演題になっている「学校司書として考えたいこと」というタイトルは、私が決めたわけではなくて、本日の主催者の側から提案していただいたものなのですが、個人的に、この演題は大変よいタイトルだと思っています。何故かと言いますと、これからお話をさせていただく、読書指導とプライバシー保護の関係については、かなり長く取り組んでいる研究テーマではあるのですが、まだまだ答えが見つからないことがたくさんあるからです。また、学校図書館を取り巻く新しい動きの中で、これまでの考え方だけでは十分に解明で

² 「沖縄県中部学校図書館協議会」の構成員は、恩納村、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、西原町が設置する小中学校図書館の担当者である。

³ 講演会の演題は「学校司書として考えたいこと－プライバシー保護と読書指導」であった。

きないような問題も起こってきています。

本日は、「講演」という形式になっていますが、私の方から一方的に、「こういう問題があります」、「こういう考え方があります」ということをお伝えするだけでなく、皆様と意見交換をしながら、一緒に問題を考えていく、という形で進めさせていただきたいと思っています。短い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 学校図書館とプライバシー保護

本日の講演会では、読書指導とプライバシー保護の関係について、様々な問題を考えてみたいと思っています。まずこの講演の前提となるプライバシー保護と図書館の関わりについて、「図書館の自由に関する宣言」(以下、「自由宣言」)というガイドラインを手がかりに、その理念、必要性について、簡単に紹介したいと思います。

1.1. 「図書館の自由に関する宣言」とプライバシー保護の関係

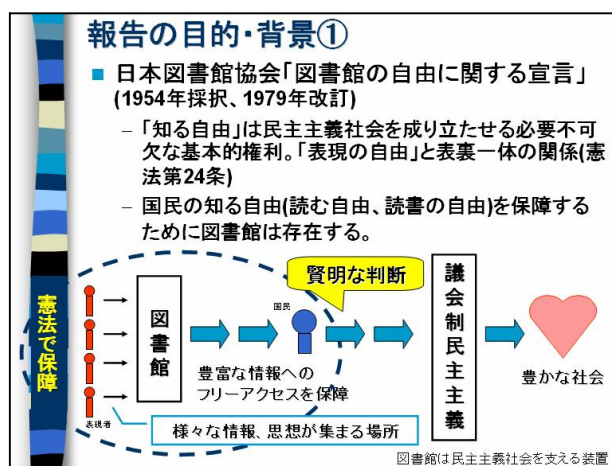
1.1.1. 「図書館の自由に関する宣言」とは？

本日の総会にお越しの方は、学校司書の方が中心と聞いておりますので、ご存じの方も多いと思いますが、図書館界では、「図書館の自由に関する宣言」というガイドラインが作成されています。このガイドラインは、日本図書館協会が1954年に発表したもので、1979年に改訂されています⁴。

「自由宣言」の前文によると、このガイドラインは、民主主義社会における図書館の役割を宣言したものと位置づけられています。日本の民主主義は「代議制」をとりますので、国民は、国家の未来を託す政治家を賢く選択しないといけません。そのためには、様々な思想や情報を自由に入手して、知識や教養を深め、賢い政治的判断ができるようにならなければなりません。

「自由宣言」によると、図書館は、世の中のあらゆる情報や思想へのフリーアクセスを実現するための機関と位置づけられています。つまり、民主主義社会を支える基本的人権の1つである「知る自由」、これは「読書の自由」、または、「読む自由」と言われることもあります。そうした基本的人権を保障することが図書館にとって非常に重要な役割であると考えられているんですね⁵。

こうした観点から、「自由宣言」では、利用者の知る自由を保障することを目的として、「図書館は資料収集の自由を有する」、「図書館は資料提供の自由を有する」、「図書館は利用者の秘密を守る」、「図書館はすべての検閲に反対する」という4つの条項を定めています。



1.1.2. 利用者の秘密を守る意義

本日の講演では、「自由宣言」の第三の条項である「図書館は利用者の秘密を守る」という項目に注目して、お話しを進めて行きたいのですが、「自由宣言」には、その理念を説明した前文と4つの条項の他に、各条項を詳しく説明した「副文」が設けられています。この副文によると、「図書館は利用者の秘密を守る」という項目については、「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」と記されています。

では、なぜ図書館は「読書の記録」を「秘密」、即ち「プライバシー」として保護しなければならないのでしょうか。第一の理由としては、図書館が取り扱う読書の記録には、利用者個人の興味や関心が反映されることがあるということが挙げられます。例えば、図書館には、性に関する本や、ダイエットの本、病気の治療法について書いてある本などがありますが、そうした本を読んでいることを、「周囲に知られたくない」、「恥ずかしい」と感じる利用者は意外に多いのではないかと思います。つまり、個人の読書活動の中には「そっとしておいて欲しい」と感じるようなものもあるということです。

また、図書館には様々な資料が集められますので、読書の記録の中には、個人の思想や信条の傾向が反映されることもあります。例えば、特定の宗教の本をたくさん借りているという事実からは、その人物の信条を読み取ることができます。宗教の中には社会的にみて余りよく思われていないものもありますので、その事実が知られることで、周囲からの偏見や差別を引き起こしてしまう可能性も否定できません。もちろん、ある人物が特定の宗教の本をたくさん借りているとしても、たまたま仕事やレポート課題などのためにその本を読んでいるだけかもしれませんので、その人物の信仰が必ずしも読書の記録に反映されているとは限りません。しかし、貸出記録が仮に他人に知られてしまえば、それが正しいか、間違っているかを問わず、その利用者がその宗教を信じていると受け取られてしまう怖れがあります。つまり、読書の記録というものは、それが簡単に他人に知られてしまうことで、その人物の社会生活上の「平穏さ」が奪われてしまう危険性もあるんですね。

こうして考えていくと、もしも借りた本の記録が、簡単に他人に知られてしまうような図書館が存在するとすれば、利用者は、常に他人の目を気にしながら、本を読まなければならないようになります。そうした状態では、「読書の自由」、「知る自由」という基本的人権は保障されたことにはなりません。日本図書館協会は、以上のような問題を考慮して、「自由宣言」において、貸出記録は他人には絶対に知らせない、プライバシーとして保護することを利用者に対して約束しているわけです。

学校図書館でも「利用者の秘密」は守られている？	報告の目的・背景② ■ 日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」 第3 図書館は利用者の秘密を守る - 読書の自由・知る自由を保障するためには「秘密」＝プライバシー保護が必要。 - 「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」(副文より) ■ 宣言はすべての図書館に基本的に妥当する。 - 「「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためのものであって、国民に公開されている図書館においては、当然この宣言の内容が全面的に実現されなければならない。」(解説より) - 学校は民主主義教育機関であり、学校図書館も知る自由を保障する機関と位置付けられる。
-------------------------	---

図2 利用者の秘密を守る意義

1.2. 学校図書館におけるプライバシー保護上の問題点

1.2.1. 学校図書館の特殊性

以上のように、「自由宣言」では、図書館は利用者の読書記録をプライバシーとして厳重に保護しなければならないと考えられています。

ただし、一口に「図書館」といっても、公共図書館、大学図書館、国立図書館、専門図書館など、色々な種類があり、「自由宣言」の理念をどのように捉えるか、ということはそれぞれの図書館の性格によって異なります。特に、本日参加されている皆さんが勤務されているような「学校の中にある図書館」、つまり、「学校図書館」では、この理念が実

践されているのかどうか、そもそもプライバシー保護という考え方が学校図書館になじむのか、ということも含めて、かなり不透明な部分があるようにも思われます。

言うまでもなく、学校図書館は、学校という教育機関の中に設置されます。学校は、教育のための場所ですので、ある面では、教員は、「子どもたちを知ることが仕事」であるとも言えます。当然、教員の中には、受け持ちの児童生徒が、学校図書館でどのような本を借りているかを把握して、それを教育指導に生かしていきたい、と考える方もおられるのではないかと思います。

例えば、図3でも挙げていますが、小中学校には、読書指導に熱心に取り組んでいる先生もおられます。そうした先生にとっては、学校図書館が管理している読書記録、つまり貸出記録は良い指導資料になるかもしれません。また、先ほども言いましたが、読書の記録というものには、利用者の興味関心が反映されると考えられています。高校では、小中学校と比べて、徐々に生徒と教員の関係が遠くなっていきますので、子どもたちが何を考えているのか、何に悩んでいるのか知りたい、と願っている教員にとっては、生活指導や進路指導の資料としても役立つと考えられます。

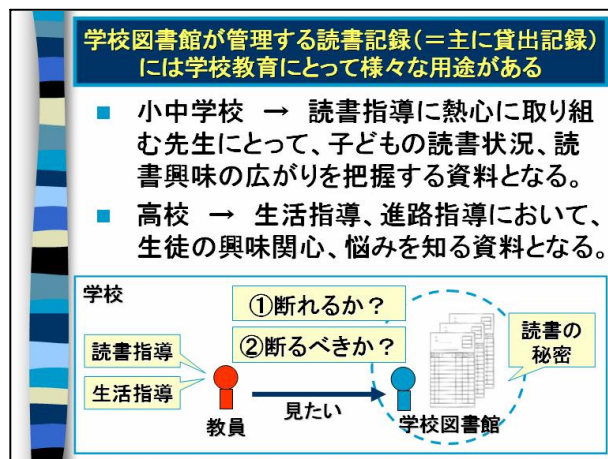


図3 学校図書館における読書記録(貸出記録)の教育的用途

1.2.2. 問題点の整理

先ほど紹介しましたように、「自由宣言」に記されている通り、「利用者の秘密を守る」という観点に立てば、仮に相手が教員であっても、貸出記録は見せることはできないということになります。ただし、「学校教育」という価値観からすれば、子どものことを少しでも知りたいと願う先生は「教育熱心な良い先生」ということになります。学校図書館の担当者が、仮に、教員から貸出記録を求められた場合に、見せられませんかと言って断ることができるのか、または、断るべきなのか、ということとはとても難しい問題になってくるのではないかと思います。

皆さんもご存知の通り、沖縄の小中学校には、全国でも珍しく⁶、全県下に専任、専門(フルタイム)の司書が配置されています。こうした恵まれた雇用環境を背景として、小中学校での児童生徒1人当たりの貸出冊数も大変多く、2007年の年間平均貸出冊数調査によると小学校では150.1冊、中学校では39.0冊という驚異的な数値を示しています⁷。1990年の調査時点では小学校が40.9冊、中学校が9.1冊ですので⁸、20年弱の間に約4倍の伸びを示しているんですね。こうした状況を手放しに喜んでよいのか、ということは後ほど触れたいと思いますが、少なくとも、専任、専門のスタッフが配置されておらず、日常的に貸出が全く行われていないような地域と比べると、学校図書館が管理している貸出の記録というものが、教育指導の資料として十分な価値を持っていることが分かります。こうしてみると、他府県よりも学校図書館の活動が活発だからこそ、沖縄県では、貸出記録とプライバシー保護の関わりが身近な問題になっているのではないかと考えられます。とすると、本日取りあげる問題は、沖縄県の学校司書にしか具体的に論じられない

⁶ 全国調査によると、学校司書の配置率は、小学校で24.9%、中学校では27.2%となっている。(「学校図書館調査(全国悉皆)報告」『学校図書館』通巻第641号, 2004.3, p41-49)

⁷ 「小学生150冊、中学生39冊/06年度 児童生徒の読書、過去最高/県教委調べ/多い女子と1年生/全校一斉活動など奏功」『琉球新報』2007.10.19, 朝刊19面

⁸ 「量は先行 質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006.5.5, 朝刊17面

⁹ 例えば、仙台市の2003年度の調査によると、私立小学校の年間平均貸出冊数は20.2冊、中学校では4.5冊となっている。(『平成15年度学校図書館運営等の現状に関する調査』仙台市教育委員会, 2004, p.11)

部分もあるのではないのでしょうか。

2. 読書指導目的での貸出記録の利用の是非

さて、前置きが長くなりましたが、ここからが本題となります。本日の講演では、「貸出記録を読書指導資料として活用してよいのか？」というテーマの下で、この問題に対する日本図書館協会(正確には「日本図書館協会図書館の自由委員会」)の見解を紹介し、次に、日本図書館協会の見解だけでは説明がつかない部分、残された課題を説明するという流れで進めて参りたいと思います。

2.1. 「図書館の自由に関する宣言」の解説書にみる見解

2.1.1. 日本図書館協会図書館の自由委員会の見解

まず、日本図書館協会が、「貸出記録を読書指導資料として活用してよいのか？」という問題に対して、どのような方針を挙げているかを紹介したいと思います。

学校図書館が日常的に取り扱っている利用者個人の貸出記録を、読書指導の資料として活用して良いかどうか、という問題は、決して最近になって論じられるようになった新しい問題というわけではありません。私が調べた範囲では、終戦直後から1960年代くらいまでは特に問題視された形跡はなく、貸出記録を教育指導の資料として活用することは当然のこととされていたようですが、1970年代の中頃になると、一部の文献の中で、そうした状況に疑問が呈されるようになっていきます¹⁰。1970年代という時代は、公共図書館において、「ブラウン式」を導入しようという動きが定着してきた時代ですが¹¹、そうした公共図書館における変化を学校図書館は無視をしてよいのか、ということが徐々に問題視されるようになっていくわけです。

こうした1970年代から1980年代にかけての議論の成果をふまえて、まとめられたものが、「図書館の自由に関する宣言」の解説書の中の「外部とは」という文章になります。ちなみに、「自由宣言」の解説書は、日本図書館協会内の「図書館の自由に関する調査委員会」(現在は「図書館の自由委員会」)によって、1979年にはじめて作成されて¹²、その後、1987年と2004年にそれぞれ改訂されています。「外部とは」という文章も、一部表現は異なりますが、1979年版の解説書から現在まで掲載され続けています。まず、最も長い間、使われていた1987年版の解説の内容を紹介してみます¹³。

読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。(中略) 学校図書館の場合はもっ

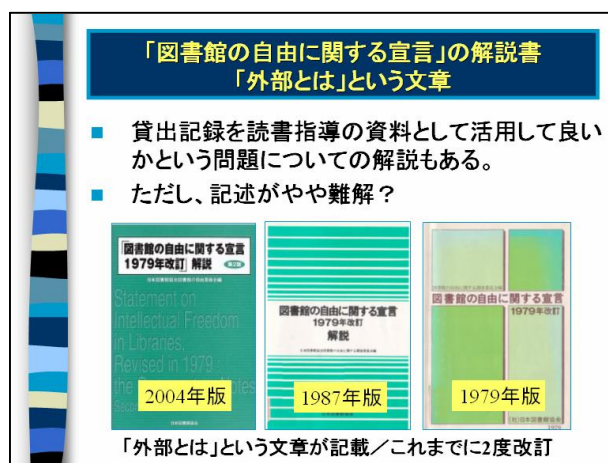


図4 「図書館の自由に関する宣言」解説書

¹⁰ 詳細は、拙著「学校図書館文献(1965-1989)にみる「図書館の自由」－貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第9巻第2号、2005.3, pp.1-28 参照

¹¹ 『図書館情報学用語辞典』によると、「ブラウン式貸出方式」は、「公共図書館向きの貸出方式」とされ、「日本では1960年代以降多くの公共図書館で採用された」と定義されている(第2版, 2002, p207)。

¹² 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂』日本図書館協会, 1979 (「外部とは」という文章はp30-31に掲載されている)

¹³ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂 解説』日本図書館協会, 1987, pp.31-32

と問題が複雑である。学校図書館は、それを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従って学校外の機関や団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、同じ学校内の校長や教頭・教員に対してはどうか。

教員が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心を持つのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある。

従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければならぬ。

2.1.2. 参加者の理解度

このように、「外部とは」という文章には、読書指導のために学校図書館が管理する貸出記録を使ってよいか、という問題に対する、日本図書館協会の見解が示されています。これからこの文章の内容を解説していきたいのですが、解説の前に、皆さんに質問してみたいと思います。

まずここまでの文章を読んで、みなさんは、日本図書館協会は読書指導を目的として貸出記録を使うことについて「よい」と言っているのか、「いけない」と言っているのか、どちらだと思われるでしょうか。お手元のアンケート(資料参照)に4つの選択肢がありますので、それに沿って挙手をして頂きたいと思います。

まず、「①貸出記録を教育的に使うことは絶対にあってはならない」と書いてあると思われる方はどのくらいおられますか。ありがとうございます。だいたい10人くらい手が上がりましたね。では、「②貸出記録を教育的に使うことについて、絶対にあってはならないとは書いていない。現場に判断を投げている」と解釈された方はどのくらいおられますか。ありがとうございます。少し増えまして、20名くらいでしょうか。では、その反対に、「③相手が先生であれば、貸出記録は見せてもよい、教育目的なら使ってもよい」と解釈された方はどのくらいおられますか。少し数が減りましたが、4、5名くらいは手が上がりましたでしょうか。本日は100名くらいの方がお越しになっていますので、他の方は「④よく分からない」ということでよろしいですね¹⁴。

今、同じ文章を読んでいただいたのですが、人によってかなり解釈が違うということが分かってきました。実は、私自身もこの文章を初めて読んだ時には、ずいぶん回りくどく書いてあるように感じてしまって、結局、何を言いたいのかよく分かりませんでした。ですので、最初に読んだときは、この解説書には、「YES」とも「NO」とも書かれてなくて、「最終的な判断は現場に任されている」と受け取りました。また、判断が委ねられているのであれば、「特別な事情がある場合は、貸出記録を読書指導目的で活用することもできる」と書かれているのではないかと考えていました。

しかし、この文章をもう少し丁寧に読んでいくと、判断が現場に任されているわけではなく、「貸出記録は教育目的で

「宣言」87年解説書の内容：「外部とは」

- 読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。(中略)
- 学校図書館の場合はもっと問題が複雑である。学校図書館は、それを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関、団体、個人、同じ学校、①貸出記録を教育的に使うことは絶対にダメだと書いてある
- 教員が自らに¹⁴関心を¹⁵持¹⁶つて、¹⁷個別の教員、¹⁸児童・生徒の立場に¹⁹立てば、²⁰独立した人格をもっているのか、²¹読書指導目的なら使ってもよい
- 従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければならぬ。

図5 「外部とは」の3つの解釈

¹⁴ 講演後に実施したアンケート調査(資料参照)の結果によると、「1 貸出記録を教育指導に用いることは絶対に許されないという見解が示されている」は17名、「はっきりとした見解は記されていない。最終的な判断は現場に任されている」は52名、「3 貸出記録を教育指導に使っても問題ないという見解が示されている」は6名、「4 何を言いたいのかよく分からない」は7名、無回答が3名であった。(有効回答数は85)

は使ってはならない」と読まなければならないことが分かります。ではこの解説書の文章をどのように読めば、「NO」ということになるのでしょうか。

2.2. 「外部とは」の内容と文章構造

2.2.1. 第一段落について

まず、この「外部とは」という文章の構造を確認してみたいと思います。図6をご覧くださいのですが、この赤線で囲った部分から分かるように、教員が子どもの読書活動に関心を持つことは、「当然」であるとして、決して否定的に捉えられているわけではないことが見えてきます。ただし、次につながる文章では、こちらの赤線で囲んだ部分から分かるように、「しかし」という逆説の表現が使われておりまして、児童生徒の立場から見れば、相手が教員であっても、自らの読書内容を知られたいと感じることもあると指摘されています。

そして、ここから先が図書館の自由委員会の見解の結論部分となりますが、「読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合い」、つまり2つの立場の対立を解決するための手段として、「教員と児童・生徒の信頼関係」と、「読書の自由に関する教員の深い理解」に立つことが必要であると主張されています。この文章の構造を整理すると、図7のような関係になると思われます。

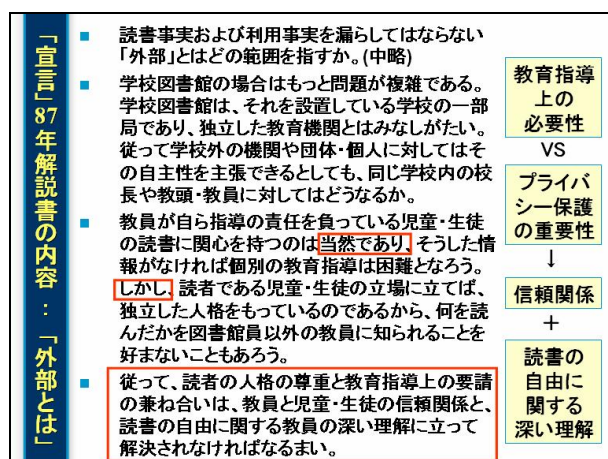


図6 「外部とは」の文章構造

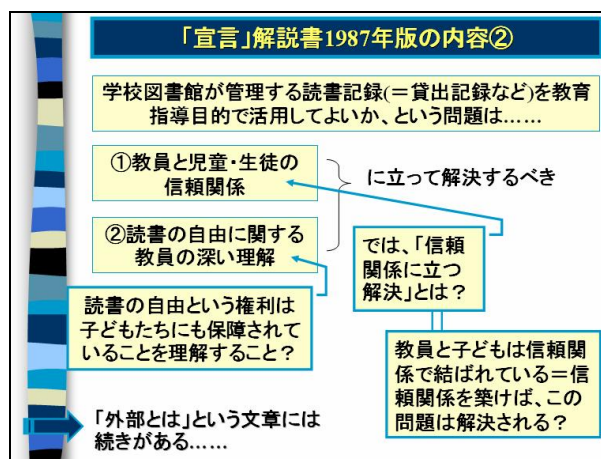


図7 「外部とは」の解釈

とすれば、この「外部とは」という文章の意味をしっかりと掴むためには、ここでキーワードになっている「教員と児童・生徒の信頼関係に立つ解決」と、「読書の自由に関する教員の深い理解に立つ解決」の2つの意味をしっかりと押さえないといけません。まず、2つ目の「深い理解」については、そのまま読めば、「読書の自由という権利は子どもたちにも保障されていることを、教員はしっかり理解しないといけない」ということになると思われます。では、「信頼関係に立つ解決」とは一体どのような意味になるのでしょうか。この部分を最初に読んだ際に、私は、「教員と子どもの間には普通は信頼関係があるので、先生たちが貸出記録を見えても、子どもが嫌がることはない」、逆に言えば、「そうした信頼関係を作っていくことがこの問題の解決策になる」と記されていると解釈しました。

なぜかと言いますと、通常、「信頼関係」という言葉が教育問題やプライバシーに関する議論の中で使われる際には、「教師と子どもの間に信頼関係があればプライバシーは問題にならない」という文脈で使われることが多いからです。貸出記録とプライバシー保護との関わりについて議論した文献を調べてみても、例えば、日本図書館協会自由委員会が1983年に刊行した『学校図書館と図書館の自由』の中では、「学校は本来、教員と生徒、教員と父母との信頼関係が前提にあり、その上に成り立つもの」であり、「従って、学校

図書館における利用者のプライバシーの問題も、そのような人間関係の中での問題であり、極言すれば、そのような人間関係の中で、プライバシーの侵害という問題はあり得ない」と記されています¹⁵。また、教育的利用問題を最初に(本格的に)取り上げたと言われる文献の中でも¹⁶、「児童生徒の側」には「潜在的には、教師に自分を知ってもらいたいという気持ち」があり、「教師と生徒の間の信頼関係」があれば、本心から貸出記録を知られたくないと思う児童生徒はいない、という趣旨の記述が確認できます¹⁷。先ほど挙手をして頂いた時に、「③相手が先生であれば、貸出記録は見せてもよい、教育目的なら使ってもよい」と解釈された方が何名かおりましたが、その方も恐らく、「信頼関係があれば、教員が子どもの貸出記録を見ても問題にはならない」と解釈されたからなのではないかと思います。

ただし、この「外部とは」という文章は、ここで一つめの段落は終わるのですが、続きの段落がありまして、そこを読み進めていくと、先ほどの解釈では辻褄が合わなくなることになります。

2.2.2. 第二段落について

では、「自由宣言」の「外部とは」という文章の第二段落にはどのようなことが書かれているのでしょうか¹⁸。第二段落にはこのように書かれています。

もうひとつの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの全生活について知りたい欲求をもち読書生活もその例外ではないとすれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公立図書館でも起こりうる。これも前述の場合と同様、親子間の信頼関係により解決するほかになく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う学校図書館員・児童図書館員の姿勢でなければならぬ。

この段落では、読書指導を目的とした貸出記録の利用についての説明はいったん終わり、公共図書館も含めて、「保護者」から貸出記録を求められたらどうするか、という問題が新たに提起されています。そして、図8の色を変えた部分からも分かると思いますが、先ほどの文章とは違って、その解決策が、「どうぞお子さんから直接聞いてください」という表現で具体的に書かれています。さらに、ここからが大切なところなのですが、それは、「前述の場合と同様」であるとも書かれています。ここで言う「前述の場合」とは、一つ前の段落の先ほど紹介した文章のこと、つまり、学校図書館が教員から貸出記録を求められた場合を指していると考えるのが自然です。とすると、当然ですが、図7で挙げた「信頼関係に立つ解決」の意味も「本人に直接聞いてくださいと伝えること」を意味していると考えな

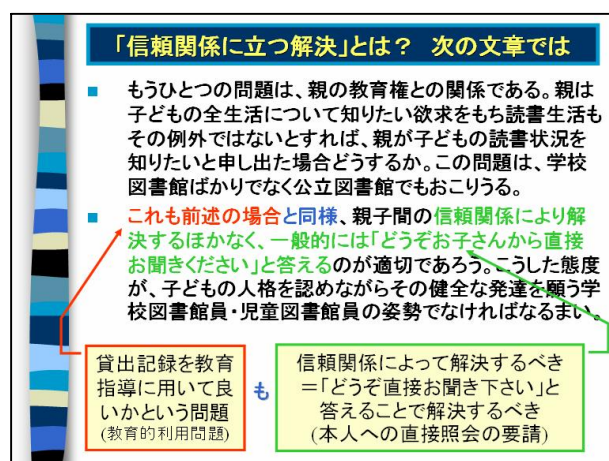


図8 「外部とは」第二段落の解釈

¹⁵ 鈴木紀代子「貸出記録の重要性について」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由第5集)、日本図書館協会、1983、p.24

¹⁶ 塩見昇「子どもの権利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」『現代の図書館』Vol.2 9, No.42, 1991.12, p.211

¹⁷ 柿沼隆志ほか「学校図書館における図書館の自由の問題」『現代の図書館』Vol.13, No.4, 1975.12, p.140

¹⁸ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂解説』日本図書館協会、1987、p.32

ればならないと思われます。

なお、「図書館の自由に関する宣言」の解説書は2004年に改訂されているのですが¹⁹、その中では、先ほど紹介した第一段落の文章の終わりに、「児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう」という1文も追加されています(図9)。「自由宣言」が教員に貸出記録を見せてよいという解釈を示しているのであれば、「容易に(貸出記録を)取り出せないような貸出方式」がよいというのは矛盾が生じますので、やはり、相手が教員であっても、読書指導を目的とする場合であっても、原則として、貸出記録は見せてはいけないという考えが、2004年改訂版においてさらに強く示されていると思われます。

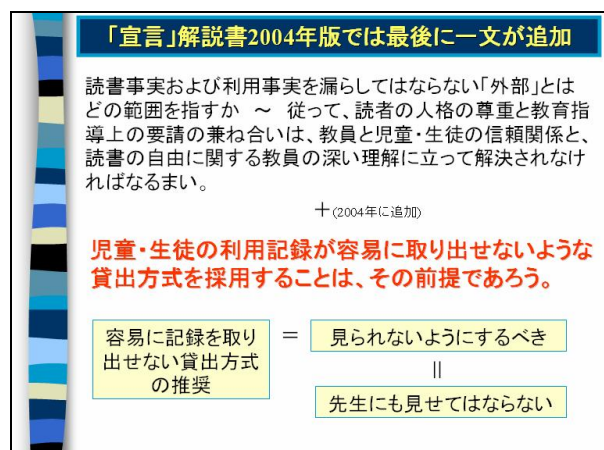


図9 2004年版の「外部とは」にみる変化

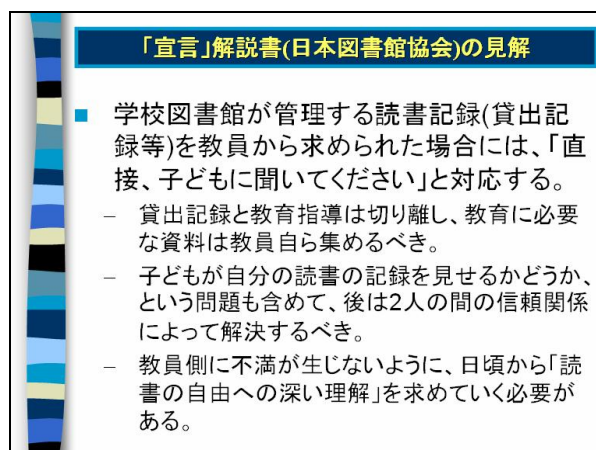


図10 自由委員会の見解

では、ここまでの内容をまとめてみます。まず、「外部とは」という文章では、学校図書館の担当者が、教員から貸出記録を求められた場合には、「自分で直接、聞いてください」と依頼することが望ましいとされています。つまり、教育に必要な資料は教員が自ら集めるべきであると考えられており、学校図書館の貸出記録であっても、教育資料には使用することは許されていません。もちろん、児童生徒の中には自らの貸出記録を教員に対して正直に言わないこともあるかもしれませんが、彼らが正直に言うか、言わないか、ということは、正確には学校図書館が抱えるべき問題ではなくて、教員と児童生徒の間に信頼関係があるかどうか、というレベルで捉えるべき問題です。つまり、児童生徒が自分の読書の記録を教員に正直に見せるかどうか、ということも含めて、後は2人の間の信頼関係によって解決してほしいというスタンスが示されているということになります。

なお、以上の解釈については、この発表に先駆けて、日本図書館協会(図書館自由委員会)の方に電子メールと電話で問い合わせてみたのですが²⁰、「この解釈でよい」という返事を頂きました。ということで、図10の3点を、日本図書館協会の見解ということとまとめたいと思います。

3. 残された問題－貸出記録の読書指導目的での利用に関する諸問題

以上のように、「図書館の自由に関する宣言」の解説書によると、貸出記録というものは、児童生徒の読書の自由を保障するためには、仮にそれが教育的な目的であっても、本来の用途以外には利用してはならないという考えが示されています。こうした考えについ

¹⁹ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説』第2版, 日本図書館協会, 2004, pp.38-39

²⁰ 「外部とは」という文章の主旨を自由委員会に確認したところ、本稿に記した解釈の通りでよいという回答が得られた。(2007年9月確認)

ては、もしかすると反論もあるかもしれませんが、後ほどアンケート等でご意見をお聞かせ頂きたいのですが²¹、読書指導とプライバシー保護の関係を深く考えていくと、この「自由宣言」の解説書では明確に取りあげられていないような問題がいくつか存在することにも気づきます。次に、4つの問題点を紹介したいと思います。

3.1. 「宣言」解説書における定義の不明確さにみる問題

3.1.1. 読書指導の担当者とプライバシー保護の関係

第一の問題は、「図書館の自由に関する宣言」の解説書に記されている「図書館員以外の教員」の定義が不明確である、ということです。

繰り返せば、「自由宣言」の解説書では、仮に読書指導が目的であっても、貸出記録は「図書館員以外の教員」には見せてはいけない、というスタンスが示されています。しかし、ここで問題視されている人物が誰なのかと言いますと、厳密には、「図書館員以外の教員」のみであって、「図書館員」や「図書館員であり、教員でもある人物」が²²、貸出記録を読書指導目的で活用することについての是非は、「自由宣言」の解説書の中では触れられていないように思われます。

ここで、皆さんの日々の図書館活動を思い出して頂きたいのですが、学校図書館の担当者自身が、利用者個人の読書傾向を把握して、カウンターやフロアでの対応の際に、次に読んだら良いと思う本をさりげなく薦めるということはないでしょうか。また、『ハリーポッター』などのシリーズものの新刊が入ったときに、そのシリーズを愛読していた利用者が誰だったかを思い出せない場合に、これまでの貸出記録を調べて声をかける、ということはないでしょうか。

以前、他府県のある私立学校の司書の方とお話しをしたことがあるのですが、その方は「専任司書教諭」という立場でお仕事をされておられまして、「私は貸出記録をいつもチェックして、子どもに次にどんな本を薦めればいいのか、考えて仕事をしています」、「司書教諭が貸出記録をチェックするのは当然ではないですか」とはっきり仰っておられました²³。

ちなみに、こちらに挙げた表1は、学校図書館に関するテキスト(司書教諭資格課程向けのテキスト)の記述内容から、学校図書館担当者が読書指導を目的として貸出記録を利用することの是非についてどのように取り上げられているか

を確認したものになります。この表から分かるように、学校図書館の担当者であっても読書指導のために貸出記録を使ってはいけないと書かれているものもあれば、学校図書館の担当者ならそれは特権的に許されるのではないかと書かれているものもあります。同じ出版社のテキストでも、見解が異なっているものもありますし、同じ先生が編集したテキストでも、書かれていることが正反対のものもあります。つまり、学校図書館の研究分野においても、読書指導とプライバシー保護の関係については、まだまだルールが未確立な

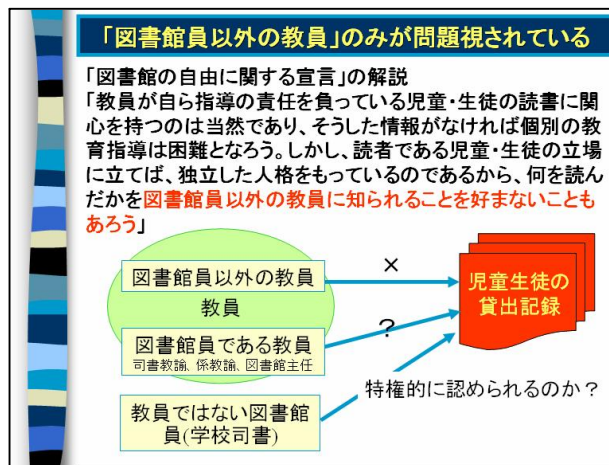


図11 「図書館員以外の教員」以外の人物による貸出記録の利用

²¹ 講演後に実施したアンケート調査(資料参照)の結果によると、「外部とは」に示された日本図書館協会図書館の自由委員会の見解について、「1 賛成」を選択した回答者は29名、「2 反対」は22名、「3 その他・分からない」は29名、無回答は5名であった。(有効回答数は85)

²² 本稿では前者を学校図書館専任事務職員(学校司書)、後者を司書教諭、図書館主任、係教諭等と定義する。

²³ 2006年9月に関東地方の私立学校(中高併設校)の図書館担当者を対象としてインタビュー調査を実施した。

部分が存在しているということだと思います。果たして、読書指導の資料として、貸出記録を学校図書館の担当者が利用することは許されるのでしょうか。仮に許されるとすれば、学校司書、司書教諭、図書館主任など、学校図書館に関わる人々はたくさんいますので、読書指導目的で貸出記録を利用してもよいとされる範囲はどこまでになるのでしょうか。この点を1つ目の問題提起としたいと思います。

表1 読書指導目的での貸出記録の利用に関する司書教諭資格課程テキストの記述

テキスト・出版社	司書教諭等	学校司書	記述内容
①『学校経営と学校図書館』学文社 ²⁴	×	記述なし	「担任教員や司書教諭は児童生徒との自然な接触からそのような情報を入手するべき」
②『学校経営と学校図書館』全国学校図書館協議会 ²⁵	△	△	「利用者が資料を返却した後は、直ちに貸出記録を抹消することのできる方式を選択するべき」(※「抹消する」=貸出記録を読書指導目的では利用しないということ?)
③『学校経営と学校図書館』樹村房 ²⁶	記述なし	記述なし	(※プライバシー保護の必要性和、プライバシー保護と読書の自由との関係についての記述はあるが、教育的利用問題についての記述はない。問題にされているのは子ども間でのプライバシー侵害のみ)
④『学校経営と学校図書館、その展望』青弓社 ²⁷	記述なし	記述なし	
⑤『学校経営と学校図書館』樹村房 ²⁸	?	?	「なるべく利用者にとって能率的な手続きにするべきである。コンピュータによる貸出しでも利用記録を残すことができる」
⑥『読書と豊かな人間性』樹村房 ²⁹	?	?	「クラス担任といえど、安易に見たりすることはできない。学校図書館職員は、図書館の貸出記録を管理する立場にある。それを読書指導の資料として、どのようにして、その生徒のアドバイザーとなれるであろうか。これも研究課題のひとつ」
⑦『読書と豊かな人間性』学文社 ³⁰	○	?	「教員は子どもの読書意欲、興味、関心を開発し、読書領域の拡充に配慮する手がかりとして(個人カードの)記録を活用したい」「学校教育において成員間で読書事実を知らない、知らせないことが読書の自由を保障することではない」

3.1.2. プライバシーとして保護されるべき「貸出記録」と貸出冊数の関係

第二の問題は、「宣言」の解説書に記されている、プライバシーとして保護されるべき「読書事実および利用事実」の中に、利用者個人の「貸出冊数」に関する情報が入るのかどうか分かりづらい、ということです。

ここで改めて、先ほど紹介した「自由宣言」の解説書に目を向けると、「外部とは」という文章では、「利用記録」という言葉は使われていますが、厳密には「貸出記録」という言葉や、「貸出冊数」という言葉は出てきません。「自由宣言」の解説書の別の箇所には、プライバシーとして保

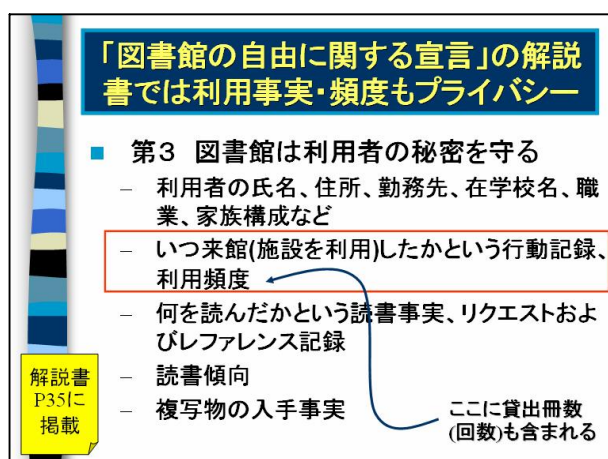


図12 貸出冊数とプライバシーの関係

²⁴ 山本順一編著『学校経営と学校図書館』学文社、2002、pp.30-31

²⁵ 「新学校図書館学」編集委員会編『学校経営と学校図書館』全国学校図書館協議会、2006、p.98

²⁶ 古賀節子編集『学校経営と学校図書館』樹村房、2002、p.142

²⁷ 北克一編著『学校経営と学校図書館、その展望』青弓社、2004、pp.54-55

²⁸ 福永義臣編著『学校経営と学校図書館』改訂、2006、p.120

²⁹ 赤星隆子編著『読書と豊かな人間性』樹村房、1999、p.48

³⁰ 黒古一夫、山本順一編著『読書と豊かな人間性』学文社、2007、p.114、p.117-118

護されるべき「利用者の秘密」の中には、何を借りたのか、という情報だけでなく、「利用頻度」も含まれるとされています(図 12)³¹。「利用頻度」には、貸出の頻度、つまり貸出をした回数やそれを客観的に示す冊数情報も含まれると解釈できますので、何冊借りたのか、という情報も、プライバシーとして保護し、読書指導のためには活用できないという解釈することができないわけではありません。ただし、解説書の中では、「利用頻度」という言葉が使われるだけで、「貸出頻度」とは具体的には書かれていませんので、「自由宣言」の読者の全てがこうした読み方をするとは限りません。

ここで、私が 3 年ほど前に、県内の司書の方々を対象として行ったインタビュー調査の結果をご覧頂きたいのですが、図 13(左)から分かるように、沖縄県内のほぼ全ての小中学校で、読書指導の資料として活用してもらうために、定期的にクラス担任へ個人別貸出冊数の報告がなされていることが分かります。また、毎月の貸出記録の報告は行っていないくても、通知表に貸出冊数を記載している学校もかなりの数に上っているという状況も確認できます³²。

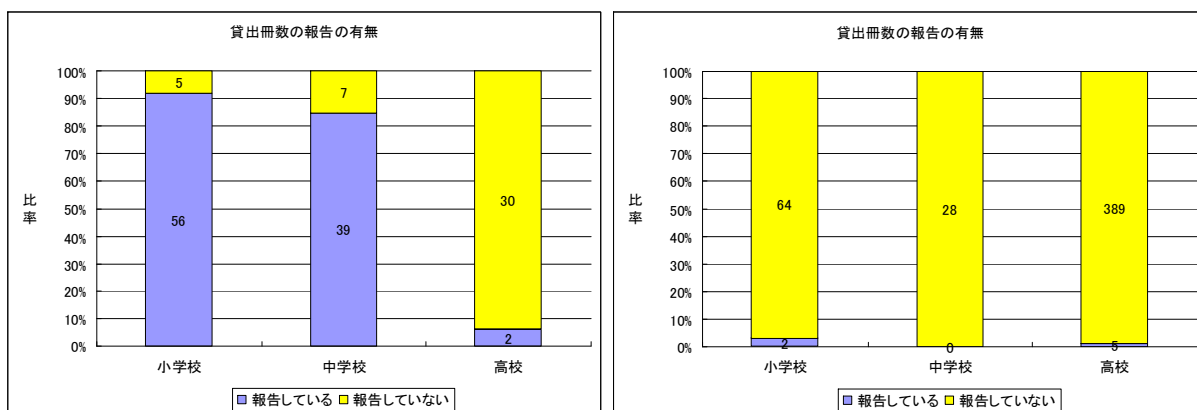


図 13 貸出冊数の定期的な報告の有無(左が沖縄・右が全国調査の結果)

ただし、他府県の小中学校を対象として、2007 年の 4 月から 6 月にかけて実施した全国アンケート調査の結果によると、クラス担任に貸出冊数を定期的に報告していると回答したのは 488 名中、わずか 7 名で、その内訳は小学校では 2 名、中学校 0 名、高校 5 名という結果になっています(図 13 右)。通知表への貸出冊数の記載についても、今回のアンケート調査では 1 校も確認できませんでした。もちろん、他府県の小中学校には正規、専任の司書がほとんど配置されていませんので、もしかするとクラス担任に報告するほど貸出冊数が多くない、つまり、教育的な利用価値がないから報告をしていない、という反論も成り立つかもしれません。ただし、県外の学校司書の方に、沖縄県で行われている貸出冊数の報告についてお話をすると、「個人の読書生活の評価は、本来、何をどのように読んだのか、読みが深まったのか、ということを基準にするべきで、貸出の回数だけでは評価できない」とか、「貸出の回数进行评估すると、読まずに返したり、同じ本を借り続けるなど、子どもたちがのびのびと本を読めなくなる等の問題が出てくるのではないかと」いった指摘もかなりあります。こうした指摘については、既に沖縄県内でも新聞報道で取りあげられていますので、皆さんもご存知かと思いますが、例えば、『沖縄タイムス』の 2006 年 5 月 5 日の朝刊では、「貸し出し目標」の「達成」が「優先」されるあまり、

³¹ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979 年版」解説』第 2 版、日本図書館協会、2004、p.35

³² 詳しくは次の拙著論文を参照。「学校図書館における貸出記録の保有期間に関する一考察—沖縄県内学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査より」(『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第 12 巻第 2 号、2008.3、pp.13-38)、「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査—学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第 12 巻第 2 号、2008.3、pp.39-77、「八重山地域の学校図書館活動—冊数評価に基づく読書指導の問題点と学校司書の役割—」『南島研叢書 I』(南島文化研究所)、2006、pp.321-353

「量が先行」して、読書の「質」が伴っていないことが指摘されています。また、『沖縄タイムス』の2008年1月26日の朝刊でも、「「まだ読んでないのに何で返す？」という父親と、「返して、また借りなきゃいけない」、「週に何冊って決まってるし、みんな競争しているから」と答える小学校4年生の男児の会話が紹介されて、県内の小中学校の読書指導が、「量目的化」して、読書の習慣が根付いていないのではないか、とする問題提起がなされています(図14)。

沖縄県の小中学校の読書指導のあり方は、果たして今のままでよいのか、沖縄の常識が、他府県の非常識になっていないのか、プライバシー保護の問題と絡めて、ここで改めて考えてみてもよいのではないかと考えています。これが第二の問題提起です。



図14 県内の読書指導に疑問を投げかける新聞記事³³

3.2. 「宣言」解説書では触れられていない問題

3.2.1. 貸出記録を返却時に消去するべきか？

第三の問題点は、貸出記録は返却時に消去するべきかどうか、という問題です。先ほども紹介しましたが、「図書館の自由に関する宣言」の解説書によると、貸出記録を教員から求められた場合には、「本人に直接聞いてください」と言って、貸出記録は使わせない、という考えが示されています。ただし、「貸出記録を見たい」と言って図書館にやってくる教員には「悪気」があるわけではありません。むしろ「読書指導をしたい」という「熱意」があって図書館にやってくるわけですので、学校図書館の担当者にとっては同僚的な存在とも評価できます。そうした教員の要求を断ることは心情的に難しいかもしれませんし、教員との力関係を考えても、現実にはかなり困難なことなのではないかと思われます。特に、学校図書館での勤務経験の浅い方は、年輩のベテラン教員からの要望を断ることは難しいのではないのでしょうか。

そうした現実をふまえて考えたときに、1つの有効な対策になるのは、「貸出記録を残さないようにする」ということです。例えば、公共図書館では、「保護者の方か

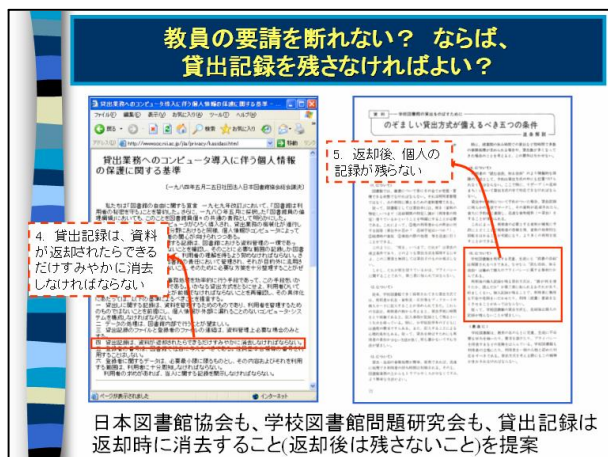


図15 貸出記録の返却時消去に関する2つのガイドライン

³³ 「量は先行 質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006.5.5, 朝刊 17 面、「意欲引き出す読書を 量目的化習、慣根付かず」『沖縄タイムス』2008.1.26, 朝刊 26 面

らうちの子どもはどんな本を読んでいますか？」という問い合わせがかなりあるそうなのですが、「見せられません」と答えてしまうと、保護者の教育権との関わりでややこしくなりますので、資料が返却された時点で個人の貸出記録を消去して、「残っていないので答えられない」と簡単に対応できるようにしているところが多いと言われています。こうした対応には、仮に貸出記録が流出した場合でも、その被害を最小限に食い止められるという利点もあります。

ちなみに、図書館における貸出記録の返却後の取り扱いについては、図15に示しましたように、日本図書館協会が1984年に作成した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護に関する基準」の中でも³⁴、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」と述べられています。また、学校図書館問題研究会においても、「望ましい貸出方式が備えるべき5つの条件」という指針が1990年に発表されておりまして、その1つの項目として「返却後、個人の記録が残らない」方式がよいと明記されています³⁵。このように、図書館界では、利用者とのトラブルを回避するための「知恵」として、貸出記録は返却時に消去することが提案されています。

現在のところ、沖縄県内の小中の学校図書館では、貸出記録が残るコンピュータシステムが導入されているところがほとんどだと思います。私が140校を対象として実施したインタビュー調査でも、貸出記録を返却後は残さないようにしている学校図書館は、小中学校では0校、ブラウン式を導入している高校が1校のみという結果でした³⁶。ただし、右の図16から分かるように、他府県の学校図書館にアンケートの結果をみると、小中学校の中にも、貸出記録を返却後は残さないようにしていると回答したところがあることが分かります。例えば、岡山市や熊本県の学校司書の方からは、貸出システムの業者と交渉して、貸出記録が残らないシステムに変更してもらったという話もあります³⁷。インタビューの際に、沖縄県内の学校司書の方とお話をしたところ、貸出記録が残されているのは、積極的な理由があるからではなく、「最初からシステムがそうになっていた」という消極的な理由が多いようですので、システムの入替えなどの際に、貸出記録を返却後も残しておく必要があるかどうか、検討してみてもいいと思います。これが第三の問題提起です。

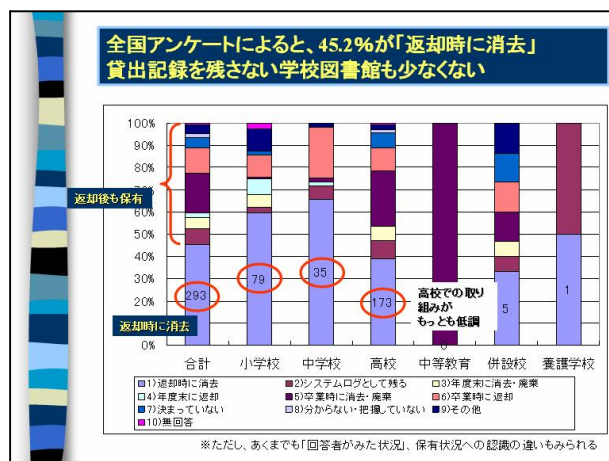


図16 貸出記録の返却時消去状況
(沖縄県を除く)

3.2.2. 貸出記録は返却後も保有して活用すべきか？

3.2.2.1. 貸出記録を活用した図書館システムの登場

さて、私はたった今、「貸出記録は返却時に消去した方がいいのではないですか？」という問題提起を行ったのですが、実は、最近の図書館界では、「貸出記録は返却時に消去すべき」という従来の理念に対する反論も一部で現れてきています。簡単に言えば、図書館「情報学」の研究分野から、貸出記録を利用者のデータとして活用すれば、「今まで

³⁴ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説』第2版、日本図書館協会、2004、p.48-49 掲載

³⁵ 学校図書館問題研究会編『がくと』Vol.23、p.127 掲載

³⁶ 拙著「学校図書館における貸出記録の保有期間に関する一考察—沖縄県内学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査より」（『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号、2008.3、pp.13-38）

³⁷ 「学校図書館における個人情報・プライバシー保護—「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」の再検討」『学校図書館問題研究会第5回研究集会「図書館の自由」を考えよう！記録』pp.34-72

以上に良い利用者サービスができるのではないか」という問題提起がなされているんですね³⁸。貸出記録を残すべきか、残さないか、ということは、読書指導との関連において、「返却時に消去方が安全だから」ということだけを考えるのではなく、「貸出記録をサービスを向上させるためのデータとして活用すべきか」という新しい要素もふまえて考えなければならない時代になっています。

図 17 は、現在すでに一部の図書館で導入、または技術レベルでは開発可能として提案されているシステムです。いくつかの機能がありますが、例えば、過去の貸出記録を個人の履歴として蓄積して、その人の興味関心のある程度、カテゴリー化しておいて、新刊が届いたら、「こんな本はどうですか」というメールが利用者の携帯電話に届いたり、図書館システムにログインすると、新刊本が自動的に画面に表示されたりするシステムが存在します。また、OPAC の検索画面を閲覧する際に、ヒットした書誌情報の下の方に、「この本を借りた人は、他にもこんな本を借りています」といった情報を掲載したりするシステムもあります。さらには、利用者のプロフィールや過去の貸出履歴をもとに、その利用者の興味がありそうな資料のジャンルを判定して、検索結果の上位に表示するようなシステムなども開発、提案されています³⁹。

ここで提案されているシステムのイメージは、オンライン書店の「Amazon.co.jp」(<http://www.amazon.co.jp/>)のサービスをイメージしてもらえば分かりやすいと思います。即ち、オンライン書店ではこれらのサービスは問題なく実施されているわけですから、「Amazon.co.jp」では簡単にできることが、図書館でできないのはおかしい、こんなことをしていたら図書館は時代の波に取り残されてしまう、という危機感が図書館情報学の分野では広がっているんですね。



図 17 貸出記録を返却後も保有して活用するサービス(一例)

なお、こうしたシステムは、これまでは大学図書館向けに開発されることがほとんどでしたが⁴⁰、最近では、学校図書館での利用を想定したシステムも開発されています。例えば、「IPA 2007年度第I期末踏ソフトウェア創造事業(末踏ユース)」に採択された「本

³⁸ 平成 20 年度第 94 回全国図書館大会兵庫大会第 7 分科会「図書館の自由」において、「Web2.0 時代における図書館の自由」と題する分科会が開催され、貸出記録を活用したサービスの是非について議論されている。(「Web2.0 時代における図書館の自由—平成 20 年度第 94 回全国図書館大会兵庫大会・第 7 分科会記録—」『図書館の自由別冊』2008.12, pp.4-56)

³⁹ 當山仁健「利用者のプロフィールを考慮した連想検索 OPAC の構築」『情報の科学と技術』56(11), 2006.11, pp.520-525

⁴⁰ 大学図書館向けのシステムとしては、「My Library」(富士通)、「My CARIN」(京セラ丸善システムインテグレーション)などがある。また、公共図書館でも、「個人の貸出履歴を暗号化してセキュアに(セキュリティ管理をして)提供」する図書館情報総合システム「LOOKS/P」(日立)が、深川市立図書館に導入されている。(鈴木啓子著「「貸出五条件」の論点」『もう一度、「貸出五条件」を考えよう! 記録集 学校図書館問題研究会第 6 回研究集会』学校図書館問題研究会, 2008.5, p.5,8)

の向こうに誰かが見えるー利用者の“つながり”を創る、次世代図書館情報システム」というプロジェクトにて考案されているシステムがありますが⁴¹、このシステムを私なりに解釈をしたものが図18になります。

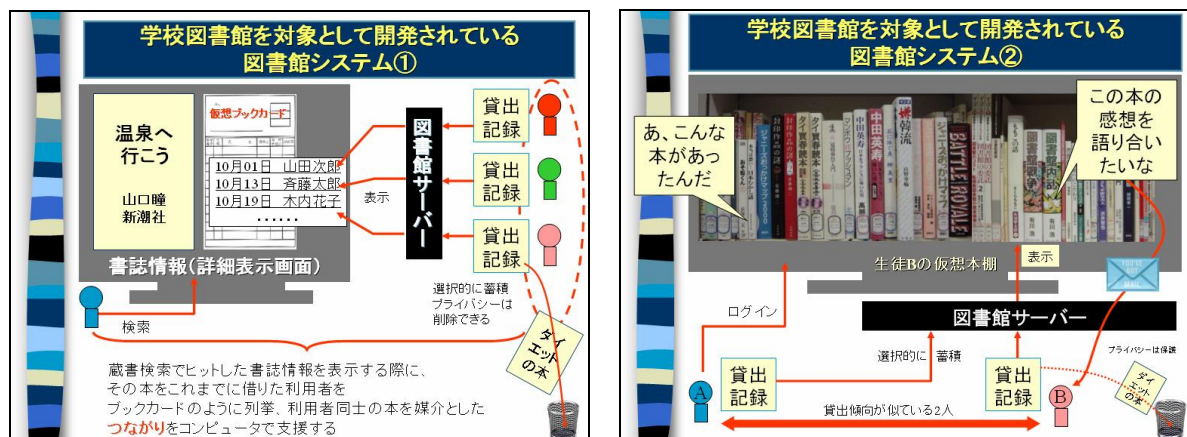


図18 貸出記録を返却後も保有して活用するサービス(一例)

この図を見ながら説明しますと、まず、利用者がある本を検索します。そうすると、書誌の詳細表示画面に仮想ブックカードが表示されます(図18左)。このブックカードには、これまでその本を借りた人物の氏名が表示されておりまして、同じ本を読んだ人物を知ることができるになっています。つまり、「あ、この子が読んでるなら、きっと面白い本に違いない」といった、あやかり読書のための判断の基準として、個人の貸出記録を利用しようという考えがあるのだと思われます。ちなみに、このシステムでも、「プライバシー保護」のことも全く考えられていないわけではありません。利用者自身で、借りた本の情報を公開するかどうかを選択できるようになっておりまして、他人に見られたくない本の情報は仮想的な「ゴミ箱」に捨てることができる仕組みになっています。

さらに、このシステムでは、「仮想本棚」というものも提案されています(図18右)。ある利用者が自分のパスワードでシステムにログインすると、自分と同じような貸出傾向を持つ利用者とのマッチングを行い、貸出傾向が近い利用者がいれば、その利用者がこれまでに借りた本の履歴を、仮想的な本棚で紹介するという仕組みになっています。これにより、新たな本の存在を知ったり、その利用者にメッセージを送り、感想を語り合うなど、本を媒介としたコミュニケーションのきっかけを作ることができるそうです。

3.2.2.2. 貸出記録を活用した図書館システムの問題点

ここで私個人の意見を述べますと、貸出記録というものは蓄積されればされるほど、その人物の思想信条などの内心を示す精度が高まって行きますので、公共図書館のような公的機関が、住民の思想信条を(その正誤を問わず)読み取れる可能性があるようなハイセンシティブな個人情報を持つことが許されるのか、という問題があると思います。自治体には個人情報保護条例がそれぞれ施行されていますが、ほとんどの自治体で、思想信条の収集制限規定を設けています。思想信条とは、通常はその人物の支持政党や信仰に関する情報と定義されますが、貸出記録が大量に蓄積されれば、そこからその人物の思想や信条を「読み取る」ことができるようになります。もちろん、ある特定の思想の本を大量に読ん

⁴¹ このシステムでは主に2つの機能が提案されている。①貸出履歴機能のビジュアライズ(「本を媒介に他の人を感じる」ことができるようなインタフェースの提供を目指しています。具体的には、OPAC(オンラインの蔵書検索システム)上で「仮想貸出カード」と「仮想本棚」を表示します)、②利用者分析・類似ユーザのサジェスト(利用履歴情報と日本十進分類などの図書館固有の情報を複合的に組み合わせて分析を行い、趣向が近い利用者をサジェストします。利用者は、サジェストによって自分と類似したユーザを知ることができ、ユーザ同士のつながりが生まれます) 詳しくは開発者のWebサイト参照(<http://www.shizuku.ac>, 2009.1.10 アクセス)。

でいることがその人物の思想の表明とは直接的にはつながりませんが、最初の方でお話しをしたように、正誤を問わず、そうした情報が外部に流出した場合には、その思想や信条を抱いていると解釈される可能性が高まります。思想信条はその人物の評価情報として悪用されることがありますので、もたらされる結果が、その人物の本当の思想信条情報が流出した場合と同じであれば、思想信条が読み取れるような情報も、自治体の個人情報保護条例で取り扱いを禁止していると解釈しなければならない、というのが私の自説です。ちなみに、鳥取県の個人情報保護条例の解説書によると、「図書館等で利用者毎にある一定期間の貸出状況表を作成することは、(中略)利用者の本の返却年月日のみを確認する(中略)以外目的のために作成する場合は、利用者の思想・信条を把握するおそれがあり、本号に(収集制限に)該当することになる」と記されています⁴²。個人情報保護制度を担当されている鳥取県の職員の方にお話しを聞いたところ、鳥取県で図書館での貸出記録の蓄積が禁止されているのは、「思想信条が読み取れる情報も思想信条に該当すると解釈しているから」というお話しでした。図書館が貸出記録を蓄積することについては、法令上の問題も検討する必要があると思っています。

また、学校図書館や大学図書館のように、利用者と管理する側の距離が近い(顔見知りであるような)ところでは、自らの貸出記録が常に残っているということが心理的な制約になってしまい、記録が残ってもよい本は借りる、それ以外は借りない、本屋や学外の図書館に行く、というような利用行動の抑制が生じてしまうような気がします。貸出記録の保有に関しては、よく病院でのカルテの管理が引き合いに出されて、「病院ではかなりセンシティブな個人情報を扱っているが、患者が記録を残さないで欲しいと言うことはない」とか、「記録を残すか残さないかではなく、どう安全に管理するか、ということが問われるべきだ」といった議論がありますが、私はこれはかなり乱暴な議論だと思っています。「たとえ話」としてはよくないかもしれませんが、例えば、事情があって女性が人工中絶をしなければならなくなった場合、または男性が何らかの性感染症の検査や治療などをすることになった場合、家の近所の、顔見知りがたくさん働いているような病院に行くかと言えば、どんなにプライバシー、個人情報に安全に管理されると謳われていても、決して「近くの病院」には行かないと思います。もっと言えば、その病院で働いている医師や看護師ならなおさら、自分が働いている病院は利用せずに、自分のことを誰も知らない「遠くの病院」に行くのではないのでしょうか。つまり、自分の秘密の行動が記録化される際に、人が抵抗を感じないのは、その記録が存在する場所が、自分とは直接的な利害関係がないようなところだからだと思います。反対に言えば、自分にとっての恥ずかしいことが、身近な人や自らを評価する立場にある人に知られたり、その記録が身近なところに残ることについては、人はかなりの抵抗を感じるのではないかと思います。結局のところ、病院に個人情報が残ってもよいと考える理由は、病院の内部でそれが安全に管理されているからということではなく、単に、その内部に知り合いがいないから、別に氏名入りのカルテを職員が目的外に使用するようなことがあっても、特に利用価値がないので気にならない、というだけのことなのではないのでしょうか。

もちろん、個人情報をどのように利用するかは本人が決めることですので、図書館の利用者が自分の貸出記録を図書館内に残して、良いサービスを受けたいと希望しているなら、そうした利用者に対してのみサービスを提供し、希望しない利用者については従来通り貸出記録を消去するという方法もあるでしょう。こうした方法は既に技術的には可能なようです⁴³。しかし、学校図書館のように、利用者の年齢が低い場合には、上に挙げたような個人情報の目的外利用や流出の危険性、人権保護の問題などを説明し、自己責任の上で、

⁴² 『鳥取県個人情報保護条例の解釈運用』鳥取県民室、[最新版], p.10 ※現在は冊子体は刊行されておらず、データのみ更新されている。参照したページは調査を行った2008年8月5日時点での最新版。同様の解釈は鳥取市でのインタビュー調査においても確認されている。

⁴³ 高嶺裕樹「事例発表1」「利用記録と利用者の秘密ー歴史的概観・法制度から今後の展開へ」(「Web2.0時代における図書館の自由ー平成20年度第94回全国図書館大会兵庫大会・第7分科会記録ー」『図書館の自由別冊』2008.12, pp.10

本人にそのサービスを選択させるということは極めて難しいと言わざるを得ません。

こうして考えれば、学校図書館のように、貸出記録を管理する人物と利用者との距離が近いような図書館では、貸出記録を残すことに対する心理的な制約はより大きくなると思います。「読書の自由」という観点からみれば、利用者と管理者の距離が近ければ近いほど、貸出記録というものは残さない方がよいのではなかと個人的には考えています。ただ、いまお話ししたような危険性は子どもにはなかなか説明がしづらい部分もありますので、児童生徒からみればサービスを利用してみたいという気持ちが生まれにくいと言い切れませんし、読書活動を豊かなものにしていくためには、こうしたサービスを導入することも1つの方法と言えるかもしれません。学校図書館の現場で働かれている皆様はこうしたシステムをどのように評価をされるのか、読書指導というテーマからは少し離れてしまいましたが、とても興味がありますので、第四の問題提起として紹介させて頂きました。

おわりに

本日は「読書指導とプライバシー保護」という観点から、いろいろなお話をしてきましたが、貸出記録を読書指導との関わりの中でどのように取り扱っていくか、ということは、考えれば考えるほど難しく、解決されていない問題が多数存在します。今回の講演では、日本図書館協会(図書館の自由委員会)の見解を中心に報告させて頂きましたが、講演を聴きながら、疑問を持たれた方もおられるかもしれません。

現在、私は、学校図書館問題研究会で活動されている学校司書の方々と一緒に、先ほども紹介しました「のぞましい貸出方式が備えるべき5つの条件」の改訂作業を進めております⁴⁴。このガイドラインの改訂作業では、本日まで紹介したように、読書指導という目的があっても、基本的には貸出記録は使わない、という条項を加えることを検討しているのですが、高校に勤務されている司書の方が多い研究団体ですので、小中学校の司書の方々から見た場合に、このガイドラインで通用するのか、ということについてはまだまだ不安もあります。

アンケート調査用紙を準備して参りましたので⁴⁵、ご意見等をご記入頂きまして、今後のガイドラインの改訂作業に役立てて参りたいと考えております。以上で、私の報告を終わります。本日はご静聴ありがとうございました。(2009年1月10日)

謝辞

本講演会の開催とアンケートの実施におきましては、沖縄県中部学校図書館協議会会長の安里直子先生をはじめとして、中部地区の学校図書館担当者の皆様に多大なるご協力を頂きました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

参考文献

柿沼隆志ほか「学校図書館における図書館の自由の問題」『現代の図書館』Vol.13, No.4, 1975.12, p139-142

⁴⁴ 改訂作業の経緯は、学校図書館問題研究会の大会記録集(『がくと』vol.23、vol.24)に「第五分科会記録」として詳しく記載されている。

⁴⁵ 講演会において実施したアンケート調査結果については、本稿の脚注において一部紹介した他、別稿としてまとめる予定である。(拙著「読書指導と貸出記録の管理・利用方法に関する調査－『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説』・「外部とは」に対する学校図書館担当者の見解－」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第13巻第2号, 2008.3 参照)

塩見昇「子どもの権利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」『現代の図書館』
Vol.29, No.42. 1991.12, p.209-215

鈴木紀代子「貸出記録の重要性について」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由
第5集), 日本図書館協会, 1983, p.24

日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解
説』第2版, 日本図書館協会, 2004

山口真也「読書指導と学校図書館の望ましい関係ー貸出記録は読書指導の資料となりうる
か?」『月刊国語教育』vol.18, No.11, 2009.1, pp.50-53

渡辺重夫「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて(1)(2)」『学校図
書館』1991.9-10, p.63-65, p.67-69

「Web2.0 時代における図書館の自由ー平成 20 年度第 94 回全国図書館大会兵庫大会・第
7 分科会記録ー」『図書館の自由別冊』2008.12, pp.4-56

資料 アンケート調査用紙

学校図書館における貸出記録の管理方法に関するアンケート調査
ープライバシー保護と読書指導との関わりを中心にー
作成：沖縄国際大学 山口真也

■アンケートの目的 本アンケートは、学校図書館における貸出記録の管理・利用状況を把握すると共に、読書指導との関わりを中心に、望ましい貸出記録の管理・利用状況を分析することを目的とするものです。調査結果は、学術研究以外の目的には一切使用しません。また、アンケート用紙は、学校名・担当者名が特定できない方法(無記名)で管理し、データの集計後はアンケート用紙を全て廃棄いたします。アンケートへのご協力、なにとぞよろしくお願いいたします。なお、**質問は裏面にも印刷されています。**

Q1 勤務校の種類	1) 小学校 2) 中学校 3) 併設校(学校・中学校)
Q2 図書館の設置	1) 設置 2) 未設置 3) 分からない・把握していない
Q3 貸付・免許取得状況 (複数選択可)	1) 図書館可貸資格 2) 司書館可貸資格 3) 図書館可貸資格 (複数選択可) 4) 教員免許(小学校・中学校・高校) ※○をつけて下さい
Q4 雇用身分	1) 本務・正規 2) 臨任・非正規
Q5 勤務経過年数	学校図書館での勤務() 年 月 ※雇用身分は問いません

Q6 「図書館の自由に関する宣言」の解説書には、貸出記録を読書指導等の教育指導を目的として利用することは是非についての見解が記されています。以下の「外部」とはと読まれた文章(段落)を読んで、どのような見解が示されていると思われますか? 一読した際の印象をお答えください。

- 1) 貸出記録を教育指導に用いることは絶対許されないという見解が示されている。
- 2) はっきりとした見解は記されていない。最終的な判断は現場に任されている。
- 3) 貸出記録を教育指導に使っても問題ないという見解が示されている。
- 4) 何を言いたいのかわからない。

読書指導および利用実態を導くはならない「外部」とはとの範囲を指すか。(付録) 学校図書館の貸出記録はもと問題の領域である。学校図書館は、それを設置している学校の一部であり、独立した教育機関とはみなない。従って学校外の団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、同じ学校外の団体・個人に対してはどうか。対象が自ら指導の責任を負っている児童、生徒の読書に関心をもちつつある場合は、そうした情報があれば適切な教育指導は可能となる。しかし、読書である児童、生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているものであるから、何を頼んだか図書館員以外の教員に頼られることを望まないこともある。従って、読書の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、対象と児童、生徒の読書関係と、読書の自由に関する教員の深い理解によって調整されなければならない。

Q7 読書指導とプライバシー保護に関する「図書館の自由に関する宣言」の解説書の見解自己申告に基づく読書記録の提供とその利用、学校図書館と読書指導は切り離すべき、という考え方に賛成ですか? 「2 反対」、「3 その他・分からない」を選択された方は空欄にその理由をご記入下さい。

- 1) 賛成 2) 反対 3) その他・分からない

Q8 「図書館の自由に関する宣言」の解説書(外部とは)の文章では、教員に伝わるべきではないとされる「読書の情報」の定義が曖昧なため、利用環境(貸出冊数)を教員に伝えて良いか、ということにははっきりしません。沖縄県の小中学校では、クラス担任等への個人別貸出冊数の報告や読書率への貸出冊数の記載が行われているところが多いようですが、貸出冊数を教員に報告することについてどのようにお考えですか?

<例>「読書傾向に偏りがないか」をチェックし、カウンターで次に読んだら良いと思う本をさり気なく薦める」

- 1) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない
- 2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録は読書指導目的で使っても構わない(担当者の裁量を教えてください。以下は①～④から1つ選択。選択後は裏面にもあります)
- ① 学校司書(学校図書館業務を主に担当する職員)のみ ② 学校司書・司書館員(授業やクラス担任と兼任)
- ③ 学校司書・司書館員・図書館主任 ④ 学校司書・司書館員・図書館主任・司書館係教員

⑤ その他 (空欄に具体的に記入下さい)

Q9 「図書館の自由に関する宣言」の解説書(外部とは)の文章では、教員に伝わるべきではないとされる「読書の情報」の定義が曖昧なため、利用環境(貸出冊数)を教員に伝えて良いか、ということにははっきりしません。沖縄県の小中学校では、クラス担任等への個人別貸出冊数の報告や読書率への貸出冊数の記載が行われているところが多いようですが、貸出冊数を教員に報告することについてどのようにお考えですか?

- 1) 貸出冊数の通知は子どもたちの読書推進に大いに役立っている。子どもたちの様子を見る限り、「読書の自由」を侵害する要素にはなっていないので、これからも続けていきたい
- 2) 貸出冊数の通知は、子どもたちの間に競争が生じたり、好きな本を少くり読むことができなくなるといった問題を招きやすい。個人の読書は読書で評価されるべきではないと思うので、冊数の通知には反対。(できれば教員には通知したくない)
- 3) 貸出冊数の通知にはどのような問題が一部であると思うが、学校司書による声かけ、働きかけで解決できる。冊数の通知には、子どもたちの読書推進において一定の効果があるので、読書の自由が侵害されないように配慮しつつ、今後も続けていきたい。
- 4) その他 (ご意見を空欄にご記入下さい)

Q10 日本図書館協会は、「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」において、貸出記録をプライバシーとして保護するために、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならぬ」と提案しています。貴校では個人貸出記録(タイトル・冊数情報)はいつまで管理していますか?

- 1) 資料が返却されるまで(貸料返却)または同時にデータ削除・またはブラウザ式で消去)
- 2) その年度内(4月～3月まで)保有し、年度更新処理によりデータ消去・またはカードを本人に返却・処分)
- 3) 在学期間(卒業まで)にデータ消去・またはカードを本人に返却・処分)
- 4) その他 (空欄に具体的に記入下さい)

Q11 近年、図書館システムの研究分野では、Amazon.co.jp のサービスのように、個人読書履歴(何を読んだのか)をデータとして活用して、様々なサービスに生かしていくという考えが現れています。こうした新しいサービスについてどのように思いますか? (賛成ですか?)

- 1) 賛成・特に抵抗を感じない
- 2) 反対・抵抗を感じる(理由を選択してください。複数選択可)
- ① 学校では、子どもたちが日常的にコンピュータを利用できる環境にはないので、システムを導入しても余り活用されないと思う。(予算の無駄になりそう)
- ② サービスが向上するのは良いことだが、新刊図書や新刊図書の情報、読者同士の結びつけなどはコンピュータに頼らなくても、学校司書で十分に対応できる。導入する必要性をあまり感じない。
- ③ サービスが向上するのは良いことだが、読書履歴を必要以上に保有すると、読書指導目的の活用や漏洩のリスクが高まるなど、問題が増える。リスクを増やしてまで、導入する必要性を感じない。
- ④ 本人がサービスを希望すれば導入してもよいと思うが、学校図書館の利用者は児童生徒であり、読書履歴が流出した場合のリスクを理解した上で、判断することができないため、導入は難しいと思う。
- ⑤ 個人の読書履歴を保有することは、個人の思想や信念、興味に関する情報を保有することにつながる。どのような利便性があっても、公的機関がそれらの情報を収集するべきではない。
- ⑥ その他 (御意見を空欄にご記入下さい)